

【質問】八十三歳男性。昨年三月に運転中、信号待ちのところに約六十キロのスピードで追突されました。翌日から

近所の整形外科を警察の事故証明を持つて受診し、腰部・頸部（けいぶ）ねんざと診断され、以後毎日通院加療していますが、近々症状固定となるようです。しかし、右肩、右手、指のしびれなど全身あちこちに種々の症状が残り苦しんでいます。交通相談所に行きましたが、はかばかしい答えはありません。どうしたらいいでしょうか。

しびれなど9カ月以上続く

【回答】十二月に全く同じ内容の質問があり、回答しています。同じことの繰り返しになりますが、それだけにこういった事例が少なくないこの證明ともいえるかもしれません。まず、警察の事故証明を持つて受診とあります。ということは自賠責保険で治療してこられたものと推察します。

昨年の三月からですから九カ月間以上治療を続けられることになります。

六十キロのスピードで追突され、受傷直後は何ともなく翌日受診されています。八十三歳という年齢から考へても信じられません。一般的に考えてこの事故内容から、受傷直後から動けなくなり救急車で運ばれておられるのでしょうか。

次に問題なのは、交通事故所に行かれ相談したことがあります。これ 자체は大変結構なことなのですが、あなたの希望がまだ治療を続けたいのか、症状固定としておられるのでしょうか。

しかし、もう一度主治医の先生と相談されて精密検査を受けられることをお勧めします。十分に検査してお互い話し合うことが重要です。また治療費の関係からあなたが今加入されている保険を使うことも一法です。

あなたが強く訴えられている内容は医学的な表現で症状といいます。簡単に説明いたしますと症状は患者さんの種々の苦しみの表現であり、症候はそれを裏付ける医学的根拠のことを意味します。



交通事故の後遺障害

認定希望なら精密検査を

（県医師会）